

綾瀬市指定下水道工事店制度変更のお知らせ

令和8年4月1日から

綾瀬市での責任技術者登録が廃止になります

※綾瀬市下水道条例及び綾瀬市指定下水道工事店規則を改正し、
責任技術者登録制度を廃止します。

現 行

【指定工事店要件】
責任技術者認定試験の
合格または更新講習を受講し、
市長による登録決定を受けた
責任技術者の専属



令和8年4月1日～

【指定工事店要件】
責任技術者認定試験の
合格または更新講習を受講している
責任技術者の選任



1

綾瀬市での
責任技術者の更新・異動の
手続きが**不要**になります

※指定工事店の更新・異動の
手続きは今までどおり必要です。

2

神奈川県下水道協会の
責任技術者試験**合格証**又は
更新講習**修了証**が
これまでの責任技術者証の代わり
となります

詳しくは裏面をご覧ください

①綾瀬市での責任技術者の更新・異動の手続きが不要になります

- ・綾瀬市での責任技術者登録制度の廃止に伴い、
責任技術者の更新手続き及び異動手続きが不要となります。
- ・新たに指定工事店の登録をする場合、
神奈川県下水道協会の責任技術者試験の合格又は更新講習を受講している責任技術者が
選任されていれば登録申請を行うことができます。
(他要件はこれまでどおり満たしている必要があります。)

⇒令和8年4月1日以前に新規登録を希望の場合は、
従前の規定により綾瀬市で登録されている責任技術者が必要です。

②神奈川県下水道協会の責任技術者試験合格証・更新講習修了証が これまでの責任技術者証の代わりとなります

- ・指定工事店の諸申請の際に合格証又は修了証の写しが必要となります。
また、工事に従事されるときに身分を証するため、これまでの責任技術者証の代わりに
携帯してください。(※)
- ※合格証又は修了証が携帯化しやすいサイズに次回更新講習時より変更される予定ですが、
更新講習時期前の方は、市が発行した責任技術者証を当該有効期間内に限り、
これに代えて携帯することができるものとします。

御不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

綾瀬市土木部下水道課管理担当

電 話 0467-70-5634 (直通)

E-mail : wm.705634@city.ayase.kanagawa.jp